

地方独立行政法人那覇市立病院業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第4号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院(以下「法人」という。)の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により那覇市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人那覇市立病院定款(以下「定款」という。)第15条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
 - (2) 医療に関する調査及び研究
 - (3) 医療に関する従事者の研修
 - (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療の提供
 - (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(業務の委託)

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

第8条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

付 則

この業務方法書は、平成20年4月1日から施行する。